

# プラスチック汚染に関する条約交渉の これまでの動きと今後の見通し

2023年7月

経済産業省  
産業技術環境局  
資源循環経済課

# 「海洋プラスチックごみ問題」という社会課題

## 海岸に漂着したプラスチックごみ



## 海洋環境への影響



<出典> 静岡県HP、国際連合HP

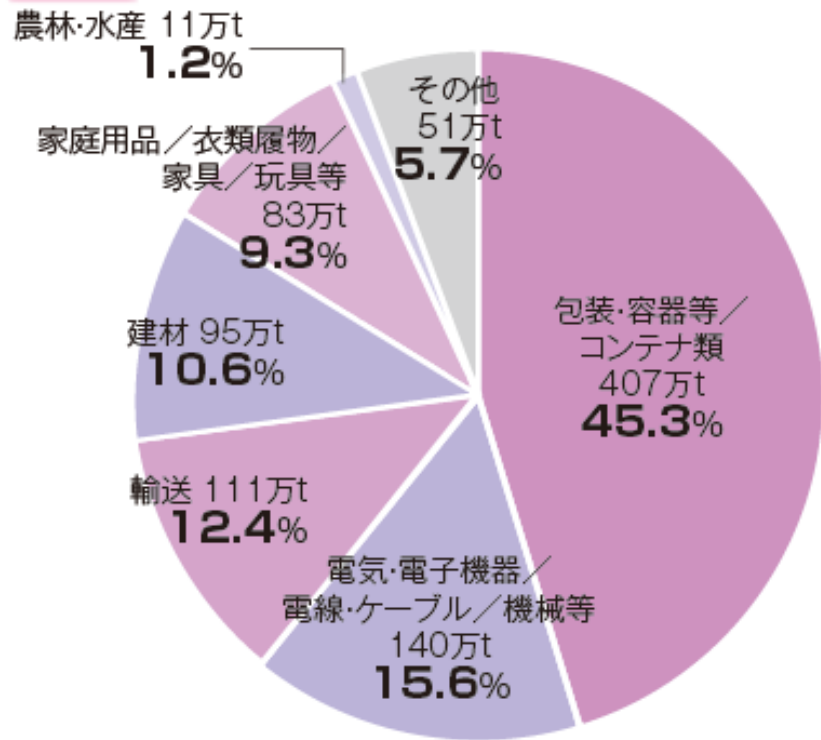
- ✓ **世界のプラスチック廃棄物は20年前の2倍に**  
廃棄物の2/3は、製品寿命の短いものに由来（容器包装、消費財、テキスタイル）
- ✓ **リサイクルされているのは9%**（多くは焼却または埋め立て）
- ✓ **不適切な廃棄物管理が環境流出の主因**

<OECDプラスチックアウトLOOK（2022）>

# 製品別プラスチックの使用、排出内訳

国内樹脂製品  
消費量  
900万t

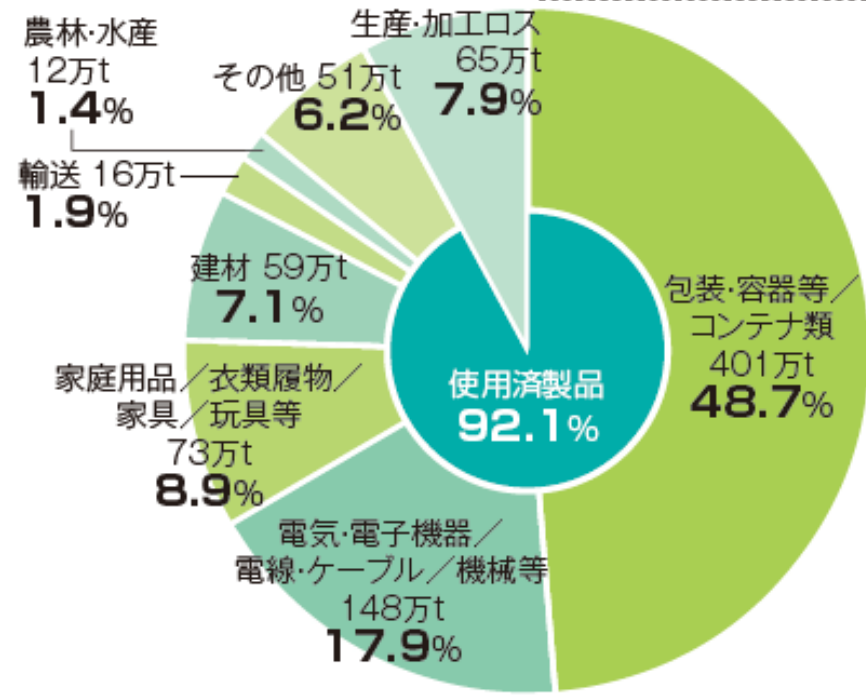
## ② 国内樹脂製品消費量(900万t)の分野別内訳



廃プラ総排出量  
824万t

## ③ 廃プラ総排出量(824万t)の内訳

[分野別内訳]





2021年

# プラスチックのマテリアルフロー

(プラスチック製品・廃棄物・再資源化フロー図)



一般社団法人 プラスチック循環利用協会

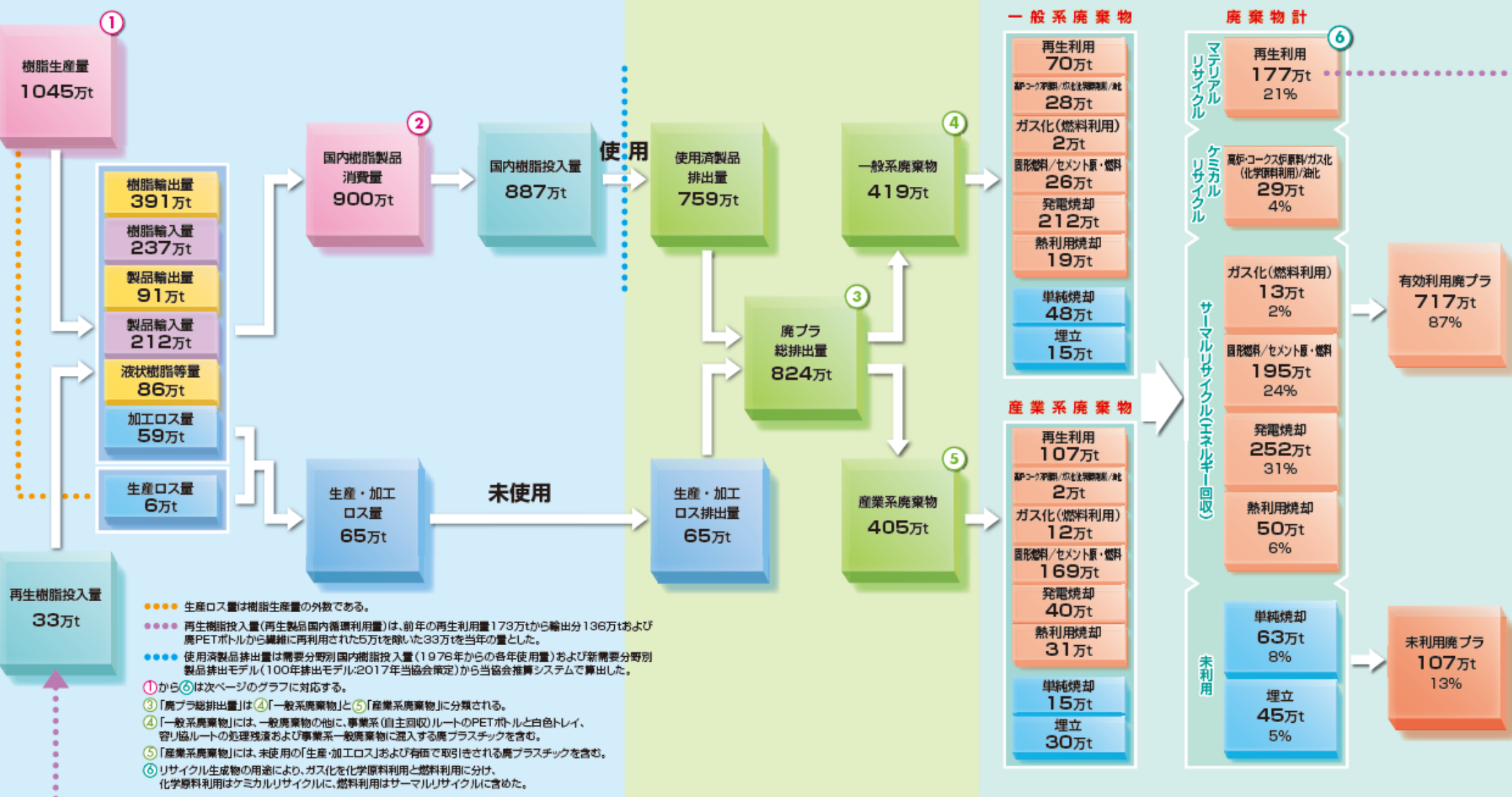
<出典> プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分状況  
一般社団法人 プラスチック循環利用協会 2022年

※当図会で取り扱う「プラスチック」には、合成ゴム、合成繊維、塗料・接着剤等の液状樹脂は含まれていない。

## 樹脂製造・製品加工・市場投入段階

## 排出段階

## 処理処分段階



※四捨五入による数値の不一致は一部存在する。



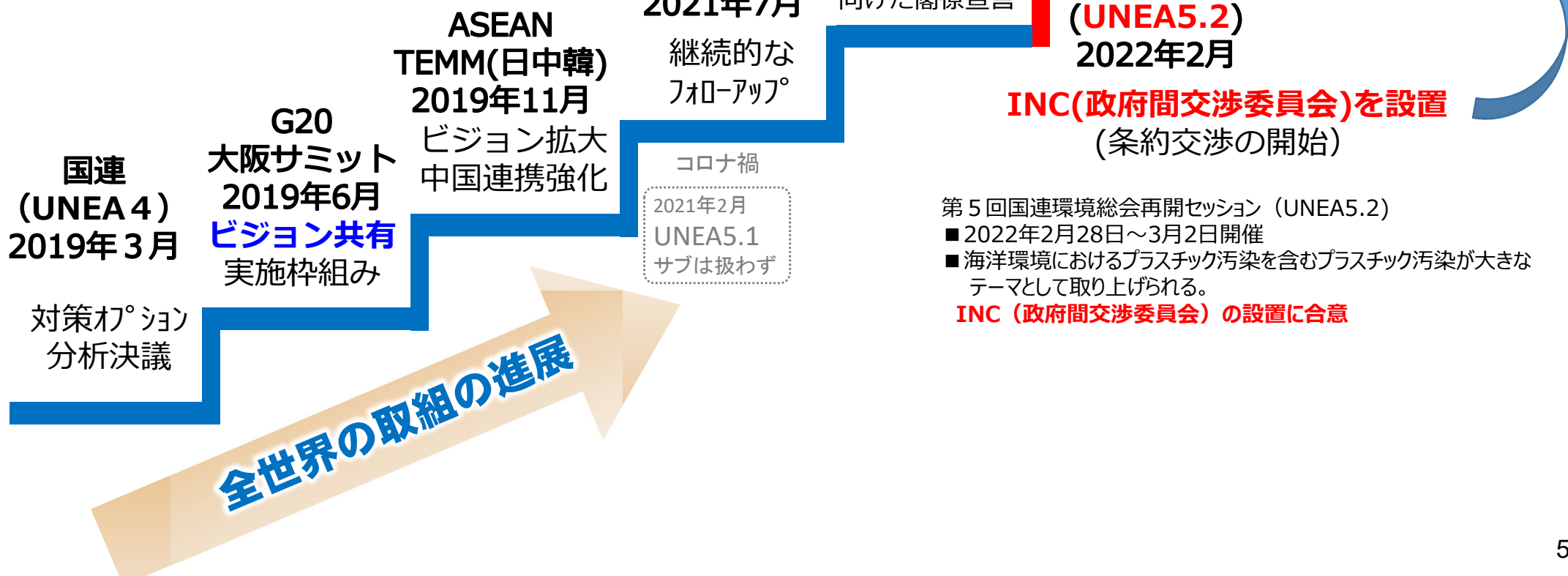
# INC交渉に至る経緯

- 2019年G20大阪サミットで一致した大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの全世界での実現に向け、広くビジョンを共有（現時点で、87の国と地域が共有）。
- 世界全体で実効的な海洋プラスチックごみの対策を進めるべく、国際約束化に向け、UNEA5.2でINC※（政府間交渉委員会）の設置に合意。
- 昨年11月のINC1、今年5月のINC2に至る。

※Intergovernmental **N**egotiating **C**ommittee

## 国連環境総会(UNEA; United Nations Environment Assembly)

- 国連環境計画(UNEP)の意思決定機関。193カ国すべての国連加盟国が加盟。ケニアのナイロビで2年に1度開催。閣僚宣言や決議を通じ、環境に関する政府間行動を促進。
- 第1回会合が2014年6月に開催され、その後隔年開催。コロナ禍のため、第5回は2段階開催となり、UNEA5.1は2021年2月にオンラインで開催。UNEA5.2は2022年2月に開催された。



# G7 結果概要

2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意（大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの2050年からの10年前倒し）。

## ● G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合 コミュニケの要点（2023/4/15-16）

### <プラスチック汚染>

- 2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることを確約。
- 条約策定に向けた政府間交渉委員会にG7が積極的かつ建設的に参加。野心的かつ包摂的な枠組みを目指す。

## ● G7広島サミット 首脳コミュニケ【抜粋】（2023/5/19-21）

### <環境>

- 我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミットしている。
- これを念頭に、我々は、包括的なライフサイクル・アプローチを踏まえ、我々の行動を継続し、発展させることを決意する。我々は、政府間交渉委員会（INC）のプロセスを支持し、2024年末までにプラスチックのライフサイクル全体をカバーする法的拘束力のある国際文書の作業を完了することを目的としたパリでの次回交渉に期待し、野心的な成果を求める。

# INC 2 に向けた日本のサブミッション内容

プラスチック条約政府間交渉事務局に含めるべき要素について各国サブミッションの提出が求められ、我が国は、**途上国を含む主なプラスチック消費国・排出国が参加する実効的・進歩的な枠組みにすべきとの立場**で、概要下記の内容で2月13日に提出。

## 1. 目標・目的

- プラスチック汚染による**海洋等の環境及び生物多様性への悪影響を軽減**し、あり得べきリスクから**人間の健康を守る**。
- 健康へのリスクは、科学的知見及びエビデンスの進展に基づき慎重に考慮すべき。
- プラスチックの**社会における重要な役割**を認識。
- **追加的汚染をゼロにする**という共通目標が必要。80か国以上が共有する「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は2050年を目標年としている。目標年については、現在、**2040年とすることに多くの支持が集まりつつある。すべての国が共有可能な野心ある目標を交渉すべき**。

## 2. 主要義務

- **プラスチックの循環経済の促進**及び**環境への排出を抑制**していくメカニズムを**社会全体で構築**する。
- **ライフサイクルのすべての段階**で、3 R + Renewable等循環に向けた**必要な措置**を取る。  
(補足) ※措置の例は次頁下(参考)参照。
- **需要側の意識向上等の変化によって生産側にも変化が生じる**。供給側の措置に加えて需要側の変化を促すべき。
- 定義の調和、製品設計の改善、持続可能性のための**技術的ガイドライン**を採択すべき。
- 製造や使用に関わる措置は**画一的な一律規制であるべきではない**。こうした措置は**各国の事情と社会経済的影響を考慮**しなければならない。仮に規制を行う際は、**確固たる科学的エビデンスと専門家による議論**を通じて審査されるべき。

供給側(製造側)のみの偏った規制への牽制。  
日本は専門家による議論を行うことを提案。

## 3. 国別行動計画

- 国別行動計画は**国主導**の行動を加速させる観点から最も重要。
- 各国は**中期・長期戦略**を定め、これに目標、行動、関連指標を含める。
- 各国の措置は**客観的データとエビデンスによって進捗の可視化を実現**する。
- 各国がプラスチックの**ライフサイクルのフローを可視化**することが重要。これにより、各国の状況に応じた対策の優先分野を見える化する。
- 標準化した定期報告とピアレビューに基づき、**透明性のある強固なPDCAメカニズム**とする。
- 定期報告により世界全体進捗の確認を行う。

## 4. 実施方法

- 効果的な支援の観点から、条約の目的と義務に照らして「**最も必要な (most in need)**」支援を対象とすべき。国や地域のニーズに基づき**廃棄物管理、分別、リサイクル**等の最も効果的な措置を支援対象とすべき。
- 支援にはすべてのステークホルダーによる関与が不可欠。既存の公的資金メカニズムと民間セクターの資源の活用も重要。

## 5. 専門家グループによる議論

- INCのもとに専門家グループの立ち上げを提案。**社会経済的観点も含めた分析**を行い、提言を定義、基準等の検討に活用。

## 6. 科学的知見

- プラスチック量の実態把握・生物影響・技術イノベーション等の科学的知見の蓄積・評価・更新のための体制の構築が必要。

## 7. ステークホルダーによる関与

- 幅広いステークホルダーによる汚染の防止、行動の強化に向けた努力を通じた野心的かつ効果的なアプローチが必要。

### (参考) 措置の例示リスト (一部抜粋)

※各国はすべての段階の措置を具体的なロードマップとともに国別行動計画で約束する。

#### 生産段階

- プラスチック循環のループから外れたプラスチック（使い捨てプラスチック含む）の使用量を削減。
- 環境に配慮した持続可能な製品設計を向上。
- 代替素材の開発と使用促進
- いわゆる「問題のあるプラスチック（※）」の生産と使用を回避し、代替素材への転換を促進。※回収が困難でリサイクルできないもの
- 生産部門による使用済みプラスチックの回収及びリサイクル

#### 流通・消費段階

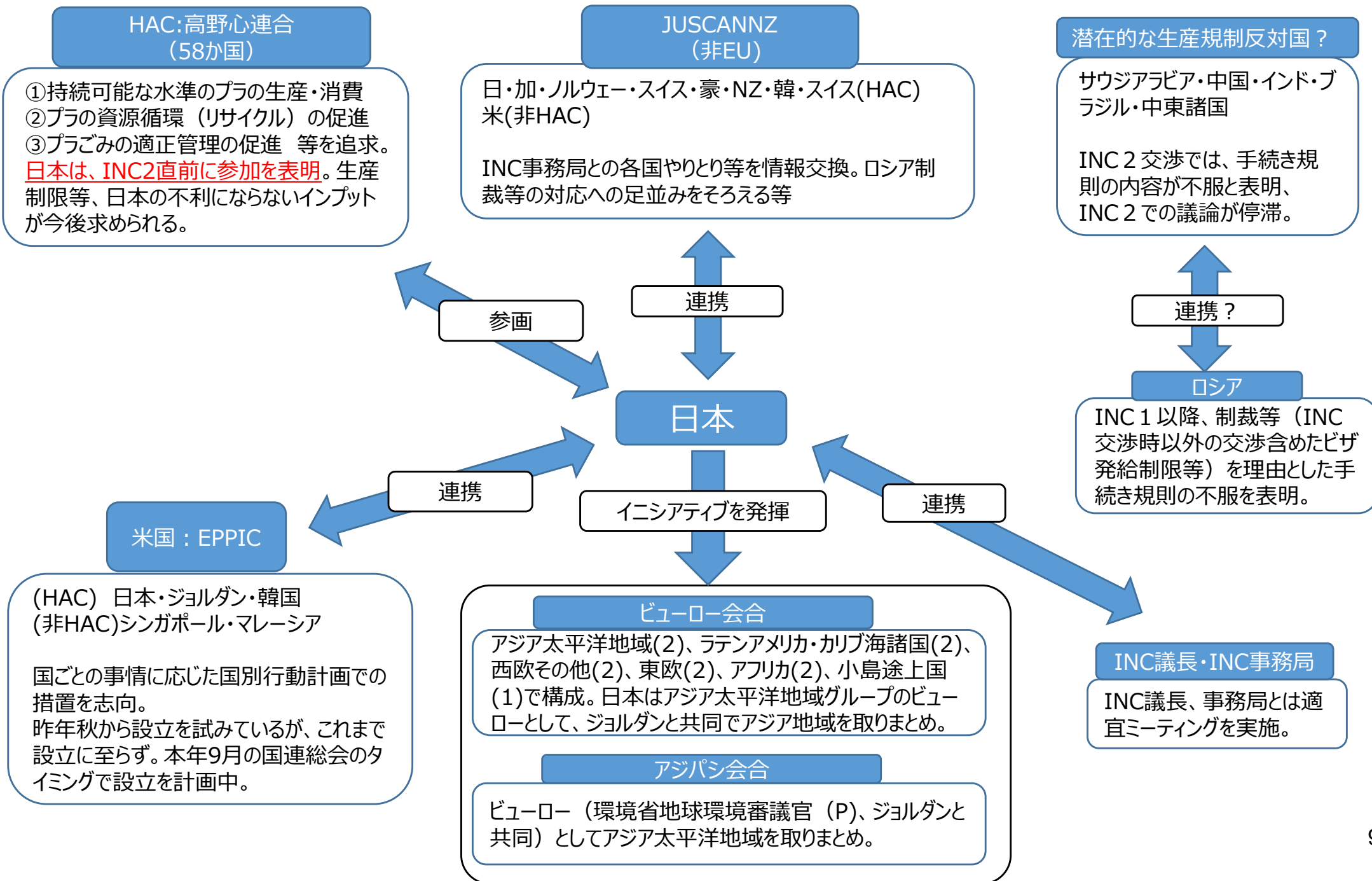
- 使い捨てプラスチックの削減
- 流通・消費部門による使用済みプラスチックの回収及びリサイクル
- 世界的なプラスチック汚染問題と、プラスチック使用における行動変容の重要性についての意識啓発

#### 廃棄物管理・ 処理段階

- プラスチックの分別、回収及びリサイクルシステムを全国的に確保。
- 環境上適正な廃棄物管理を確保するため、リサイクル能力を強化。
- 不法投棄・ごみ捨て防止、オープンダンピングの回避、適正な廃棄物処理の実施。
- 海洋やその他の環境へ排出されるプラスチックの回収

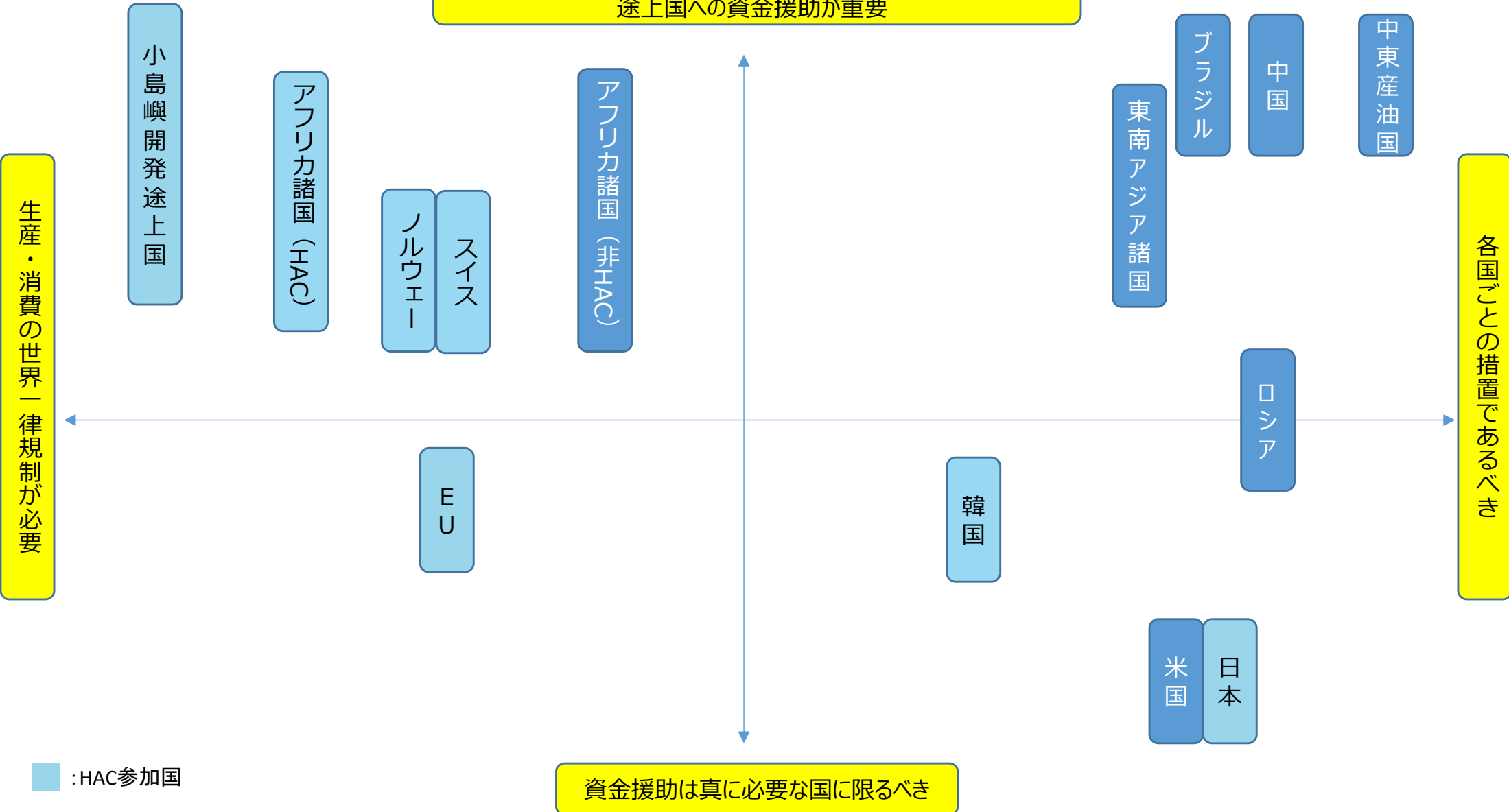


# 交渉をめぐる日本の立ち位置



# 条約のありように対する各国スタンス

気候問題におけるCBDR（共通だが差異ある責任）の観点での、途上国への資金援助が重要



# HAC参加国一覧 (58カ国 : 7月1日時点)

## 北米 (2)

- カナダ
- メキシコ

## 中南米 (9)

- アンティグア・バーブーダ
- チリ
- コロンビア
- コスタリカ
- ドミニカ共和国
- エクアドル
- パナマ
- ペルー
- ウルグアイ

## アフリカ (12)

- ブルキナファソ
- モーリシャス
- カーボベルデ
- モンテネグロ
- ガボン
- ナイジェリア
- ガーナ
- ルワンダ
- ギニア
- セネガル
- マリ
- セーシェル

## EU (16)

- オーストリア
- フィンランド
- ポルトガル
- ベルギー
- フランス
- スロベニア
- ブルガリア
- ドイツ
- スウェーデン
- デンマーク
- アイルランド
- スペイン
- EU
- ルクセンブルク
- エストニア
- オランダ

## ヨーロッパ (非EU) (7)

- グリーンランド
- スイス
- アイスランド
- イギリス
- モナコ
- ノルウェー
- ルーマニア

## アジア (3)

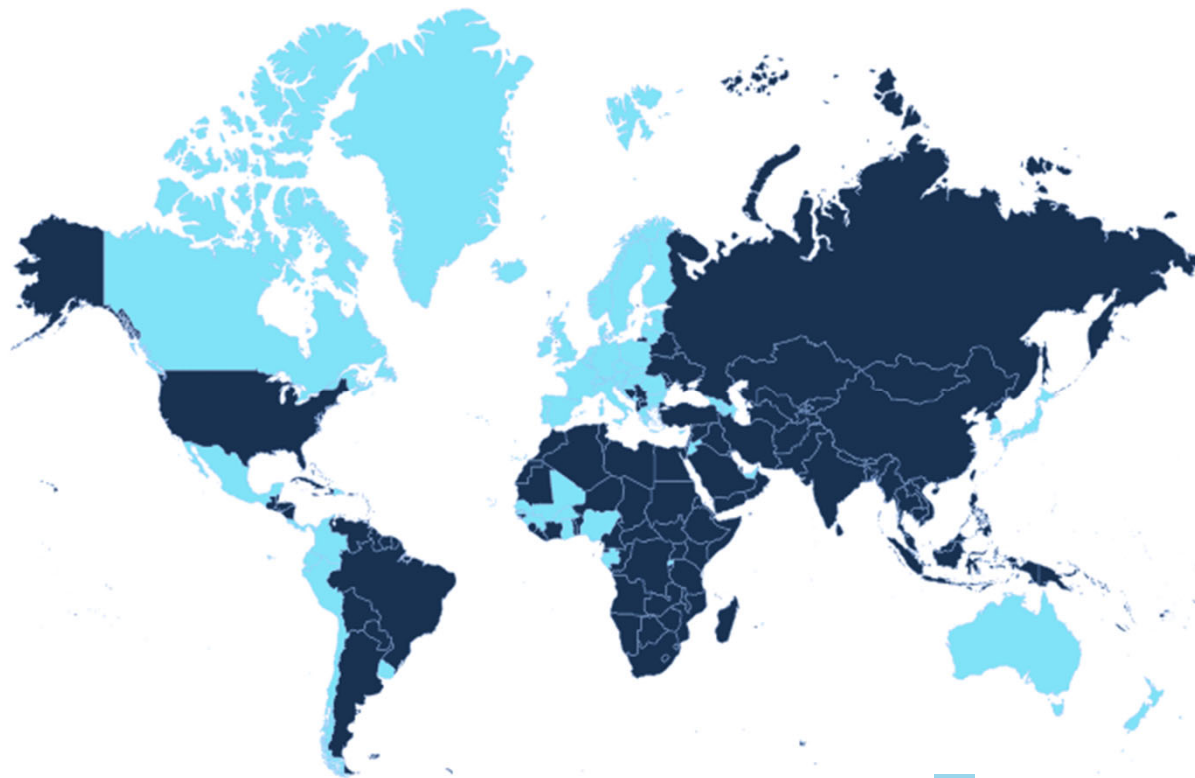
- 日本
- 大韓民国
- モルディブ

## 大洋州 (4)

- オーストラリア
- クック諸島
- ミクロネシア
- ニュージーランド

## 中東 (5)

- アゼルバイジャン
- アルメニア
- ジョージア
- ヨルダン
- アラブ首長国連邦



■ :参加国  
(HAC HPより)

# プラスチック条約：第2回政府間交渉委員会（INC2）結果概要

- 2023年5月29日～6月2日、INC2が開催され、条約に盛り込まれるべき要素案について議論。
- 条約のサブスタンスは、コンタクトグループ（CG）を2つに分け、集中的に議論し、INC3までの間に必要な作業が特定された。
- これら作業に対応したサブミッション、ゼロドラフトへの対応が今後求められることになる。

## 1. 日本の立場

### （1）基本的立場

日本は、G20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」やG7広島サミットなどを踏まえ、プラスチック汚染対策を重視。本条約がプラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する、効果的かつ進歩的な枠組みとなることを重視。世界最大の排出地域であるアジア太平洋地域のビューロー（副議長）として同地域各国の巻き込みに注力。INC2の機会に、プラスチック条約に関する高野心連合(HAC)にも参加。

### （2）会合での主な主張

- **2040年までに**追加的な汚染をゼロに削減する野心をもってプラスチック汚染を終わらせることを目標とすべき。
- 横断的義務として、①国内でのプラスチック循環利用の促進及び環境への排出抑制のためのシステムを社会全体で構築、②プラスチックのライフサイクル全体の各段階における汚染の抑制に向けた必要な措置の実施、③生産段階や廃棄物管理の取組のみならず、流通・販売・消費段階での意識啓発や回収、再利用やリサイクルの促進の重要性が盛り込まれるべき。

## 2. INC2での議論

- 各国から環境や人の健康への悪影響防止を目的とし、目標年限の設定につき支持もあったが、議論を継続することとなった。
- 科学的知見に基づく議論の重要性を認識しつつ、一次プラスチックポリマーの生産制限、問題のある避けうるプラスチック製品及び懸念のある化学物質やポリマーの使用禁止、段階的禁止又は削減を求める意見もある一方、日本等からは再利用及びリサイクル促進の重要性を主張。
- 多くの国から、国別行動計画に基づく措置の必要性について意見あり。
- 実施手段（能力開発、資金・技術支援等）の必要性についても議論がなされ、多くの国が専用基金の設置について主張。一方、既存基金の最大限の活用や、最も支援を必要とする国への支援を行うべきとの意見があった。
- INC3に向けて議長に対して条文のゼロドラフトの作成につきマンデートが与えられた。



# 国際的な法的拘束力ある措置の構成要素に関する可能性のあるオプション

(INC事務局作成のUNEP/PP/INC.2/4より抜粋)

- 条約のサブスタンスは、コンタクトグループ (CG)を2つに分け、集中的に議論し、INC3までの間に必要な作業が特定された。
- これら作業に対応したサブミッション、ゼロドラフトへの対応が今後求められることになる。

## A. 目的

- a) プラスチック汚染を終わらせる：プラスチックのライフサイクルを通じた悪影響から人々の健康と環境を守る
- b) ライフサイクルを通じたプラスチック汚染の悪影響から人々の健康と環境を守る
- c) プラスチック汚染をX年までに終わらせその悪影響から人々の健康と環境を守る観点から、循環プラスチック経済の推進を含め、ライフサイクルでのプラスチックの製造、使用及び廃棄を削減する

## B. 中心的な義務、管理手法及び任意のアプローチ (1)

### 1. 一次プラスチックポリマーの供給、需要及び使用のフェーズアウト及び／又は削減

#### a) 目標のオプション

- i) 一次プラスチック原材料の製造削減に向けた世界目標の設定
- ii) 各国が特定するコミットメント・目標の設定

#### b) 一次プラスチックポリマーの規制のオプション

- i) プラスチックポリマーの一次製造へのモラトリアム（猶予期間）設定、又はバージンプラスチックポリマーの製造・輸出入の禁止・制限又は削減
- ii) 締約国・非締約国に対する無差別の輸出入要件の適用
- iii) 製造及び輸出入されたプラスチックポリマー・前駆体並びに製造時に使用された化学物質の種類及び量に関する透明性・報告要件を通じた追跡
- iv) バージン及び二次プラスチックポリマーの製造及び輸出入に関するライセンス制度の導入

- c) 経済的手段のオプション：市場ベースの手段の設定（価格メカニズム）、製造許可制、ライセンス、一次プラスチック製造に対する財政的インセンティブの排除と義務的料金・賦課金又は税

## B. 中心的な義務、管理手法及び任意のアプローチ (2)

2. 問題があり回避可能なプラスチック製品の利用の禁止、フェーズアウト及び／又は削減
  - a) プラスチック原材料の棚卸し及び製造監視並びに世界基準(global baseline)の設定
  - b) 問題があり回避可能なプラスチック製品（不必要又は短期利用の製品を含む）の特定と優先順位に係る基準の策定
  - c) 特定の問題があり回避可能なプラスチック製品の製造、販売、流通、取引及び使用の特定期日までの禁止、フェーズアウト、削減又は管理
  - d) 締約国・非締約国に対する無差別のリスト化された製品に関する輸出入要件の適用
  - e) 締約国・非締約国に対する無差別の輸出入要件の適用
  
3. 懸念のある化学物質及びポリマーの製造、消費及び使用の禁止、フェーズアウト及び／又は削減
  - a) 懸念のある化学物質及びポリマーの規制のオプション
    - i) 懸念のあるポリマー及び化学物質の特定に係る新設基準に基づく懸念のある特定のポリマー、化学物質又は化学物質グループの禁止、フェーズアウト、削減又は管理
    - ii) 締約国・非締約国に対するリスト化されたポリマー及び化学物質の輸出入要件の適用
    - iii) 締約国・非締約国に対する無差別の輸出入要件の適用
  - b) 透明性向上のオプション
    - i) サプライチェーン全体のプラスチック及びプラスチック製造・使用及び添加剤に関する各国法規と統合的な開示要求を通じた、製造時に適用されたポリマー及び化学物質の種類と量の追跡
    - ii) マーキング（電子透かし、識別子）、調和の取れた製品ラベリング、物質安全シート、製品パスポート及び公的に取得可能なデータベースの利用を通じた透明性向上
  - c) 移行推進・支援のオプション
    - i) 持続可能又はグリーン化学及び化学物質の単純化を含む、イノベーション育成及び代替材料へのインセンティブ付与のための手段の構築
    - ii) 持続可能な添加剤及びポリマーの研究開発へのインセンティブ付与

## B. 中心的な義務、管理手法及び任意のアプローチ (3)

### 4. マイクロプラスチックの削減

#### a) 意図的利用への対処のオプション

- i) 特定の発生源からの環境中へのマイクロプラスチックの排出可能性の排除のための意図的に添加されたマイクロプラスチックの利用の禁止、フェーズアウト、削減又は管理
- ii) マイクロプラスチック及び意図的に添加されたマイクロプラスチックを含有する製品の製造、販売、流通、取引及び利用の禁止、フェーズアウト、削減又は管理

#### b) 意図せざる排出への対処のオプション

- i) プラスチックのペレットの製造、取扱、運送及び特定の製品への利用に伴う環境流出リスクの最小化
- ii) 水路へのマイクロプラスチックの流出を防止するための革新的な汚水処理メカニズムへの支援
- iii) 洗濯・衣服・タイヤ及び道路標示産業における採用可能な最善の技術 (BAT) 及び最善の環境実践 (BEP) に関するガイドラインの策定

### 5. 廃棄物処理の強化

### 6. 循環デザインの育成

### 7. プラスチック製品及び包装容器のリデュース・リユース及びリペアの強化

### 8. 安全かつ持続可能な代替物質の利用促進

### 9. 水・土壌及び大気へのプラスチックの流出(release)・排出(emission)の除去(eliminating)

### 10. 現存するプラスチック汚染への対処

### 11. インフォーマルな廃棄物処理セクターの包摂的な移行を含む「Just transition」の促進

### 12. プラスチック汚染に伴う悪影響からの人的健康の保護

### C 実施資金 (資金支援、能力開発、技術支援、技術移転)

### D 実施手段 (国別行動計画、国別報告、ルール遵守、進捗・効果測定に係る定期検査・モニタリング)

### E 追加事項 (意識喚起・教育、情報交換、調査研究、協力・斡旋、利害関係者の参画)

# 今後のスケジュール

- プレナリー（総会）において、手続き規則における議論が非常に難航。
- **条約のサブスタンスは、コンタクトグループ（CG）を2つに分け、集中的に議論し、INC3までの間に必要な作業が特定された。**
- これら作業に対応した日本政府意見書、今後事務局がゼロドラフトへの対応が今後求められることになる。

2022年 3月 国連環境総会（UNEA）にてINCの設置、2024年までの作業完了を決議

11月 第1回INC開催@ウルグアイ

2023年 5月 第2回INC開催@フランス

---

8月15日 INC3に向けたマルチステークホルダーからのサブミッション提出締切

9月15日 INC3に向けたサブミッション提出締切

→INC2で未議論の原則、定義、スコープ、補助機関についての日本政府意見書提出

10月第1週 ゼロドラフト公表（INC3の6週間前）

11月 第3回INC開催@ケニア（最初の条約事務局案提示）

2024年 2月 UNEA開催

4月 第4回INC開催@カナダ テキストベースの

10/11月 第5回INC開催@韓国

2025年 夏？ 外交会議？（条約採択？）



# INC3に向けた意見書で提出する内容（1/3）

INC3に向けた日本政府としての意見書をINC事務局に提出予定。  
提出にあたっては、省内、省外（主に外務省・環境省）とも調整。

## Call for written submissions

The Committee also requested the Secretariat to invite written submissions on (a) elements not discussed at INC-2, such as principles and scope of the instrument, and (b) any potential areas for intersessional work compiled by the cofacilitators of the two contact groups, to inform the work of INC-3. In this context, the Committee decided to invite submissions by the following deadlines:

- **By 15 August 2023** for written submissions from **observer organizations**.
- **By 15 September 2023** for written submissions from **Members of the Committee**.

A template to provide guidance to Members of the committee and observers in structuring the written

United Nations Avenue, Gigiri  
PO Box 30552 – 00100, Nairobi, Kenya  
Tel: +254 207621234 | [unep-incplastic.secretariat@un.org](mailto:unep-incplastic.secretariat@un.org)  
[www.unep.org](http://www.unep.org)

submissions will be provided by the secretariat in the coming days.

Please be informed that all written submissions must be sent to [unep-incplastic.secretariat@un.org](mailto:unep-incplastic.secretariat@un.org), and will be made available the INC webpage: <https://www.unep.org/inc>.

At the request of the Committee, the Secretariat will prepare a synthesis report of the submissions related to the elements not discussed at INC-2, such as principles and scope of the instrument.

## 文書提出の要請

委員会はまた、事務局に対し、INC-3の作業に情報を提供するため、(a)文書の原則や適用範囲など、INC-2で議論されなかった要素、および(b)2つのコンタクトグループの共同進行役が取りまとめた会期間作業の潜在的な分野に関する文書提出を求めるよう要請した。この観点から、委員会は、以下の期限までに提出を求めることを決定した：

- ・オブザーバー組織からの書面による提出については2023年8月15日まで。
- ・委員会メンバーからの書面提出については2023年9月15日まで。

委員会メンバーおよびオブザーバーが書面提出を構成する際の手引きとなるテンプレートは、近日中に事務局から提供される予定である。（次ページ及び下記リンク先参照）

書面での提出はすべて、[unep-incplastic.secretariat@un.org](mailto:unep-incplastic.secretariat@un.org) 宛に送付する必要があり、INCのウェブページ（<https://www.unep.org/inc>）からも入手できるようにする予定である。委員会の要請により、事務局は、INC-2で議論されなかった要素、例えば原則や文書の範囲に関する提出文書について、統合報告書を作成する。

（HP上意見提出に関するページは下記リンク先）

<https://www.unep.org/events/conference/inc-3/Submissions>

# INC3に向けた意見書で提出する内容 (TEMPLATE FOR SUBMISSIONS (part a)) (2/3)

INC3に向けた日本政府としての意見書をINC事務局に提出予定。  
提出にあたっては、省内、省外（主に外務省・環境省）とも調整。

## ● INC2で議論されなかった要素

### Elements not discussed at INC-2

#### 1. Scope

What is the proposed scope for the future instrument?

Which types of substances, materials, products and behaviors should be covered by the future instrument?

←  
Proposed scope: ←  
←  
←  
←  
←  
←  
Explanatory Text: ←  
←  
←  
←

#### 2. Principles

What principles could be set out in the future instrument to guide its implementation?

←  
Proposed principles: ←  
←  
←  
←  
←  
←  
Explanatory Text: ←  
←  
←  
←

#### 3. Additional considerations

Provide any other relevant inputs, proposals or priorities here that have not been discussed at INC-2 (e.g. preamble; institutional arrangements, including governing body, subsidiary bodies, scientific and technical cooperation and coordination, and secretariat; final provisions including dispute settlements; and if appropriate annexes).

←  
Proposed inputs: ←  
←  
←  
←  
Explanatory Text: ←  
←  
←  
←  
←  
←  
←

- 1. スコープ
- 2. 原則
- 3. その他の考慮事項

# INC3に向けた意見書で提出する内容 (TEMPLATE FOR SUBMISSIONS (part b)) (3/3)

## ●INC2時に各CG (コンタクトグループ) で特定された今後交渉期間中に必要な作業要素

### Contact group 1: ←

1. Information on definitions of, e.g. plastics, microplastics, circularity←
2. Information on criteria, also considering different applications and sectoral requirements, including:←
  - a. Chemical substances of concern in plastics, ←
  - b. Problematic and avoidable plastic polymers and products and related applications←
  - c. Design e.g. for circularity, reuse←
  - d. Substitutes and alternatives to plastic polymers and products←
3. Potential substances of concern in plastics, problematic and avoidable plastic polymers and products←
4. Potential sources of release of microplastics (applications and sectors). ←

*(Please note: A longer list is included in the co-facilitators report on discussions in contact group 1<sup>2</sup>. Submissions may also include input on any of the items in that longer list, such as, amongst others, the development of criteria to prioritise problematic and avoidable plastics; the development of targets for the reduction, reuse and repair of problematic and avoidable plastic products; or the guidelines on EPR)←*

### Contact Group 2:←

1. To consider the potential role, responsibilities and composition of a science and technical body [to support negotiation and/or implementation of the agreement]←
2. To consider potential scope of and guidance for National Action Plans [including optional and/or suggested elements]←
3. To identify current provisions within existing MEAs [and other instruments] on cooperation and coordination that could be considered←
4. To consider how other MEAs provide for monitoring, and suggest best practice←
5. To consider options to define 'technology transfer on mutually agreed terms'←
6. To further consider how a potential financing mechanism could work [including a new standalone mechanism, a hybrid mechanism, or an existing mechanism]←
7. To identify options to mobilise and align private and innovative finance (including in relation to matters at 24(e) and the proposed Global Plastic Pollution Fee (GPPF))←
8. To map current funding and finance available [to address plastic pollution] and determine the need for financial support for each Member←
9. To identify capacity building and training needs for each Member.←

Inputs relating to potential areas for intersessional work. Please identify clearly which area your input relates to.←

### CG1

1. プラスチック、マイクロプラスチック、循環性などの定義に関する情報
2. 基準に関する情報、また、以下を含むさまざまなアプリケーションとセクター要件を考慮します
  - a) プラスチック中の懸念化学物質
  - b) 問題があり回避可能なプラスチックポリマーおよび製品および関連用途
  - c) 循環性、再利用などの設計
  - d) プラスチックポリマーおよび製品の代替品および代替品
3. プラスチック、問題があり回避可能なプラスチックポリマーおよび製品に含まれる潜在的な懸念物質
4. マイクロプラスチックの潜在的な放出源(アプリケーションとセクター)

### CG2

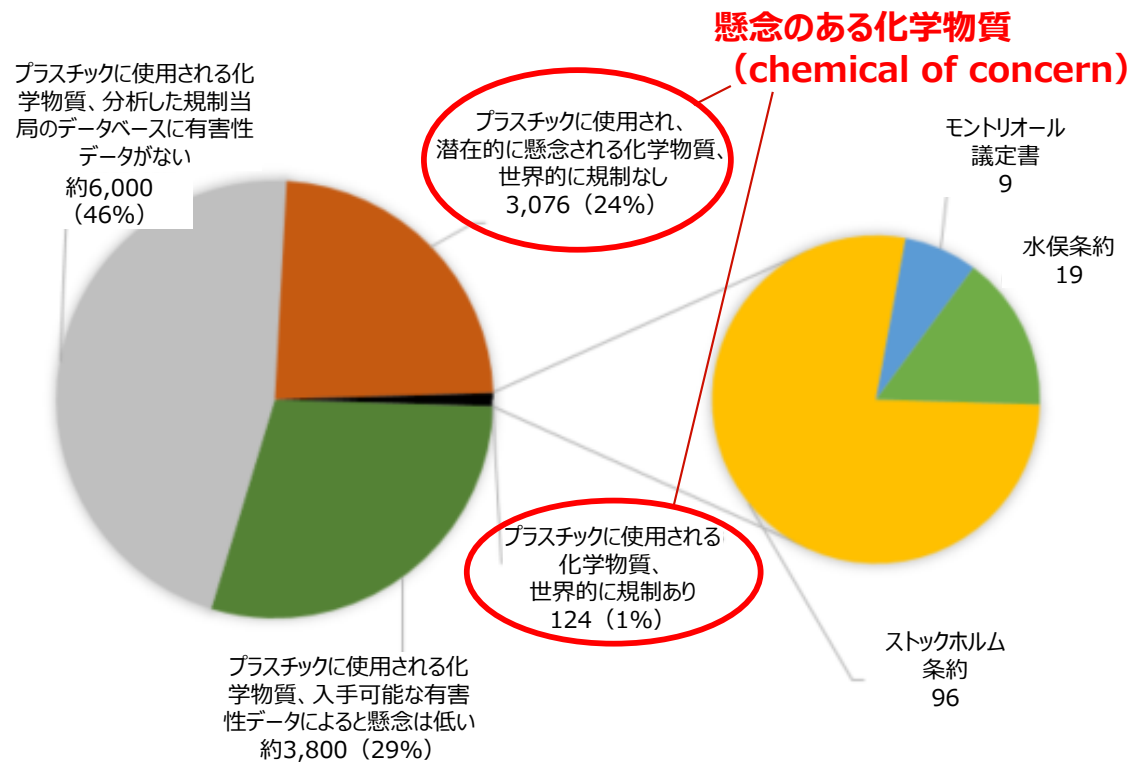
1. 科学技術機関の潜在的な役割、責任、構成を検討する
2. 国家行動計画の潜在的な範囲とガイダンスを検討する
3. 検討可能な協力と調整に関する既存のMEA[およびその他の手段]内の現在の規定を特定する
4. MEAが監視をどのように提供するかを検討し、ベストプラクティスを提案する
5. 「相互に合意した条件での技術移転」を定義するためのオプションを検討する
6. 潜在的な資金調達メカニズムがどのように機能するかをさらに検討する
7. 民間資金と革新的資金を動員し、調整するためのオプションを特定すること(24(e)および提案されたグローバルプラスチック汚染料金(GPPF)の問題に関連するものを含む)
8. 利用可能な現在の資金と資金をマッピングし、各メンバーの財政支援の必要性を判断する
9. 各メンバーの能力開発とトレーニングのニーズを特定する

※なお、提案要素は上記に限らない。

# 懸念のある化学物質

- UNEP事務局発出の複数文書で示された「潜在的に懸念される化学物質」を3,235物質として推定。
- 規制されていないものと、すでに規制されているもの（モントリオール議定書、水俣条約、ストックホルム条約）に分かれ、現時点では多くが規制されていない状況。
- 今後、確固たる科学的エビデンスと専門家による議論を通じて議論が必要である一方で日本の産業界が不利にならないよう留意する必要がある。

## 潜在的な懸念があり、既存の環境関連条約で対象となっている化学物質の数



### (※) 3,235種類の化学物質とは

- プラスチックに使用された可能性のある13,000の化学物質がモノマー、添加剤、加工助剤、および意図しない添加物として特定され、そのうち3,235物質が潜在的に懸念される化学物質として特定された。
- 2つの包括的なレビュー (Aurisano et al., 2021年; Wiesinger et al., 2021年) から整理したもの。
- Aurisano et al., 2021  
いずれの国で懸念物質とされている1476物質を抽出。
- Wiesinger et al., 2021年  
各物質のハザード情報をもとに該当する懸念物質として、2,486物質を抽出。
- 上記2つの研究から抽出されたCAS番号や化学名が若干異なっているため、化学物質が若干重複する可能性を削除した結果、3,235物質が特定された。

- 出所 : BRS (2022). Global governance of plastics and associated chemicals. Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm conventions, United Nations Environment Programme, Geneva. Karen Raubenheimer, Niko Urho. Figure 1: Number of chemicals of potential concern addressed internationally (adapted from Wiesinger et al., 2021)



# Chemicals in Plasticsの内容 (1/4)

UNEP事務局が作成。懸念のある化学物質について記載。

## 2. プラスチック中の化学物質と懸念されるプラスチック使用分野の概要

### 2.1 プラスチック中の懸念化学物質

#### 2.1.1 難燃剤

#### 2.1.2 パーフルオロアルキル物質 (PFAS)

#### 2.1.3 フタル酸エステル類

#### 2.1.4 ビスフェノール

#### 2.1.5 一部のアルキルフェノール及びアルキルフェノールエトキシレート (APEOs)

#### 2.1.6 多環芳香族炭化水素 (PAHs)

#### 2.1.7 殺生物剤

#### 2.1.8 紫外線安定剤

#### 2.1.9 金属およびメタロイド

#### 2.1.10 非意図的添加物質 (NIAS)

### 2.2 優先使用分野

#### 2.2.1 玩具およびその他の子供用製品

#### 2.2.2 食品接触材料を含む包装材

#### 2.2.3 電気・電子機器

#### 2.2.4 輸送

#### 2.2.5 合成繊維

#### 2.2.6 家具

#### 2.2.7 建築材料

#### 2.2.8 医療機器

#### 2.2.9 パーソナルケアおよび家庭用品

#### 2.2.10 農業、養殖業、漁業

# Chemicals in Plasticsの内容 (2/4)

## 3. プラスチック中の化学物質による生態系と人間への暴露

### 3.1 プラスチックの環境放出と結末

### 3.2 プラスチック製品とプラスチック破片からの化学物質の放出

### 3.3 プラスチックとその関連化学物質への生態系暴露

#### 3.3.1 動物への暴露

#### 3.3.2 植物への暴露

### 3.4 プラスチック関連化学物質へのヒトへの暴露

#### 3.4.1 職業性暴露

#### 3.4.2 消費者への暴露

#### 3.4.3 環境を介した暴露

## 4. ハザード、ばく露、リスク評価におけるギャップと改善点 リスク評価におけるギャップと改善点

### 4.1 危険有害性評価

#### 4.1.1 個々の化学物質のハザード評価におけるギャップ

#### 4.1.2 個々の化学物質の危険有害性評価の改善

#### 4.1.3 混合化学物質のハザード評価におけるギャップ

#### 4.1.4 混合化学物質の危険有害性評価の改善

### 4.2 ばく露評価

#### 4.2.1 職業性ばく露評価のギャップ

#### 4.2.2 職業性暴露評価の改善

#### 4.2.3 消費者ばく露評価におけるギャップ

#### 4.2.4 消費者ばく露評価の改善

#### 4.2.5 環境を介した曝露評価におけるギャップ

#### 4.2.6 環境媒介暴露評価の改善

#### 4.2.7 被ばく評価における時空間的考察

#### 4.2.8 累積暴露評価

#### 4.2.9 ヒトのバイオモニタリング

### 4.3 混合化学物質のリスク評価 <https://www.unep.org/resources/report/chemicals-plastics-technical-report>

## Chemicals in Plasticsの内容 (3/4)

5. プラスチックのライフサイクルに沿った懸念化学物質への対応
  - 5.1 プラスチック中の懸念化学物質に対処するための規制当局の選択肢
    - 5.1.1 国際的に使用が制限されている化学物質の段階的廃止
    - 5.1.2 SAICMの下で新たな政策課題及び懸念事項として特定された化学物質の使用削減
    - 5.1.3 「必須用途」の概念に基づく懸念化学物質の制限
    - 5.1.4 プラスチックに含まれる回避不可能な有害化学物質の規制による最小化と管理
    - 5.1.5 プラスチックリサイクルの規制枠組みにおける有害化学物質の考慮
    - 5.1.6 有害化学物質の優先順位付けと制限のための規制能力の構築
    - 5.1.7 毒物のない循環経済を可能にするためのプラスチック中の化学物質の追跡
  - 5.2 懸念化学物質を段階的に廃止するための製造業者と企業の選択肢
  - 5.3 プラスチックに含まれる化学物質に関する意識の向上
6. 化学物質とプラスチックをより持続可能な代替物質で代替する
  - 6.1 プラスチックと関連化学物質の持続可能な代替に関する主な課題
    - 6.1.1 より安全で持続可能な代替品の特定
    - 6.1.2 資源消費と気候変動に関する課題
    - 6.1.3 プラスチックに含まれる化学物質のライフサイクル管理に関する課題
  - 6.2 より安全で持続可能な代替品による化学物質の代替の改善
    - 6.2.1 化学物質とプラスチックの機能に基づく代替
    - 6.2.2 優先セクターにおけるプラスチックと化学物質の代替に関するケーススタディ
  - 6.3 化学物質代替のための能力構築と関連研究
    - 6.3.1 代替の成功を支援する能力の構築
    - 6.3.2 科学的情報に基づく代替のための研究の推進
    - 6.3.3 優先的研究ニーズへの対応

# Chemicals in Plasticsの内容 (4/4)

- 7. 循環経済におけるプラスチック廃棄物の管理
  - 7.1 世界のプラスチックフローと廃棄物管理
    - 7.1.1 プラスチック廃棄物と関連化学物質の流れ
    - 7.1.2 先進国におけるプラスチック廃棄物管理と輸出の促進要因
  - 7.2 危険化学物質を含むプラスチックのリサイクル、エネルギー回収、管理の課題
    - 7.2.1 発展途上国におけるインフォーマル・リサイクル
    - 7.2.2 メカニカルプラスチックリサイクルの課題
    - 7.2.3 再生プラスチック中の懸念化学物質
    - 7.2.4 プラスチックのケミカルリサイクルの課題
    - 7.2.5 エネルギー回収
    - 7.2.6 機械的でない埋立地やゴミ捨て場への処分
  - 7.3 有害化学物質を含むプラスチックのリサイクルと管理のための選択肢
    - 7.3.1 有害化学物質を含むプラスチックの物理的／メカニカルリサイクル
    - 7.3.2 プラスチックのケミカルリサイクル
    - 7.3.3 POPsやその他の有害化学物質のエネルギー回収と破壊
    - 7.3.4 開発途上国における有害化学物質を含むプラスチック廃棄物の埋め立ての改善
  - 7.4 廃棄物管理、リサイクル、回収、破壊の能力開発